

## 【1D4】 研究指導者による指導対象論文からの盗用

著者	星野 豊
内容記述	日本知財学会第17回年次学術研究発表会 日程：2019年12月7日（土）、12月8日（日） 場所：東京工業大学 大岡山キャンパス 協賛：株式会社みらい創造機構 後援：独立行政法人工業所有権情報・研修館、一般社団法人日本知的財産協会
雑誌名	日本知財学会第 17 回年次学術研究発表会予稿集
発行年	2019-12
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2241/00159072">http://hdl.handle.net/2241/00159072</a>



研究指導者による指導対象論文からの盗用  
(筑波大学人文社会系) 星野 豊

Plagiarism from Research Paper of Graduate School Student by Professor  
Tsukuba University, Faculty of Humanities and Social Sciences: Yutaka HOSHINO

---

論文の盗用、学生論文、指導教員

---

I 問題の所在

昨年度の学術研究発表会において指摘したとおり、論文の盗用は、後から調査すれば必ず判明するものであるにもかかわらず、これに手を染める者が少なくないわけであるが、その背景として考えられる事情としては、①論文の対象となる課題の点から考えて、全く新たな知見や観点に基づく論文は稀であること、②論文の作成過程から考えても、既存の研究の整理や位置づけが事実上作業の多くを占めること、そして、③著作者の能力から考えても、既存の研究の蓄積に事実上依拠せざるを得ないことが、それぞれ挙げられる（星野豊「論文の盗用に関する関係者及び関係組織の責任」第 16 回学術研究発表会 2D13（2018 年））。

もとより、既存の研究の蓄積に新たな研究が依存している現象自体はある意味当然といえることができ、また、重要な課題であればあるほど多くの者が関心を持つこともまた必然である以上、研究を行う者の従うべき倫理として、自身と他人の研究業績を明確に区分することが適切に行われている限り、他人の研究成果を自己の研究成果の中に位置づけあるいは反映させることそのものが、盗用に当たらないことは明らかである。

他方、研究指導を受ける立場の者が論文を作成する場合、その指導に際して、指導者の考え方や発想等が事実上指導を受けた論文の内容に影響を及ぼすことは、十分ありうる場所である。また、研究指導が熱心に行われれば行われる程、研究指導者の労力や時間は、自身の研究よりも研究指導に傾くこととなるわけであるから、研究指導を行った者の立場からすれば、当該研究は、指導対象者が単独で完成させたものと言うよりも、むしろ研究指導者と指導対象者との共同作業の成果と認識されることも、事実上無理のないものと考えられなくもない。実際、研究室全体で成果を挙げている分野では、この傾向は特に顕著と思われる。

しかしながら、自身の研究を行うことと他人の研究を指導することが異なることは当然であって、いかに研究指導者といえども、共著者の 1 人として名を連ねているのでない限り、当該論文に関する著者としての責任を負うことのない反面、当該研究成果は「他人の研究」となる。従って、元の論文やその著者の存在を隠して、これを自己の業績として外部に表示することが、論文の盗用に当たることは明らかである。

本発表では、研究指導を行っていた大学教員が、当該大学に在籍していた学生の作成した修士論文を、当該学生が修了した後に自己の研究業績として公表したことに対し、大学から懲戒免職処分を受けたため、その処分の取消を求めて提訴した事案である、大阪地判平成 30 年 5 月 16 日平成 28 年(ワ)7336 号事件を取り上げ、論文の盗用に関する判断基準と盗用者が受けるべき制裁について考えてみる。

## II 事案の概要

原告Xは、被告Y大学の教授であり、学科長、学長補佐、教育研究評議会の評議員等を歴任していた者である。Xは、平成24年12月頃、健康教育に関する、透析患者の自己管理と生きがい感との関連に着目した論文（以下、「本件論文」という）を学会誌に投稿し、同論文は翌年7月頃に掲載されたが、この論文は、Y大学大学院修士課程を平成24年3月に修了した訴外Aの作成した修士論文（以下、「本件修士論文」という）のうち、調査期間と解析図の一部を改変した以外、ほぼ全てを流用したものであった。なお、Xは、本件論文をXの単著として投稿しており、本件論文中には、本件修士論文からの引用である旨や、Aの氏名ないしAに対する謝辞等を示す文言はなかった。

Y大学は、平成27年6月10日頃、本件論文が本件修士論文の盗用である旨の匿名の通報を受け、本件論文について調査した結果、Xが本件論文作成に関して行ったことは盗用及び改ざんに該当し、研究活動の不正行為が行われたもので、大学の名誉及び信用を傷つける行為であると判断するに至ったため、平成28年1月28日付で、Xを懲戒解雇した。

本件は、XがY大学に対し、懲戒解雇が無効であると主張し、労働契約上の地位確認と解雇後の賃金の支払を求めて提訴したものである。

## III 裁判所の判断

請求棄却。

1 「本件修士論文の作成にXが幾分かの寄与をしたことは否定できないが、これらは大学院の指導教員として通常行うべき職務であって、それを超えてXが本件修士論文の作成に特別の寄与をしたことを認めるに足りる確かな証拠はないから、本件修士論文をXによる研究の成果物であるとか、X及びAの共同研究の成果物であるとみることはできない。」「本件論文は、Xの単著として投稿され、引用元や謝辞の表示がないことからすると、外形的には、Xによる研究の成果物とみなされることになる。そうすると、Xが、大半が本件修士論文からの流用である本件論文を、Aの同意を得ることなく、上記のように引用元や謝辞を表示せずXの単著として投稿したことは、本件修士論文に対するAの著作権を侵害し、Aによる研究の成果を不正に流用するものであって、研究不正行為としての盗用に該当することは明らかである。」

2 「Aは、倫理委員会の承認を得て、平成23年4月から8月までの間、協力施設の研究対象者に対するアンケート調査を実施し、本件修士論文には、上記調査期間が記載されている。これに対し、Xは、本件論文において、研究対象者やデータ収集方法等に関する記載は本件修士論文と同様であるにもかかわらず、調査期間の点のみを「2012年1月から6月まで」と変更した。」「Xは、変更後の調査期間である平成24年1月から6月について、Xが、本件修士論文の精査や不備等の修正をしていた期間である旨主張するが、Aは同年3月までY大学に在学していたところ、仮に上記期間にXが本件論文の投稿に向けた作業をしていたのであれば、Aに連絡をとることが容易であったはずであるのに、その形跡がないこと、本件修士論文は指導教官であるXのチェックも経た上で同年1月にはY大学に提出されていたこと、上記チェックの際にXから特に意見はなかったことからすると、上記期間にXが実際に何らかの調査ないし作業を行ったとは認め難い（なお、Xは、当初、本件修士論文の提出後に、協力施設に対する調査を継続していたかのような弁明をしていたが、本調査委員会での事情聴取において、Xが協力施設を把握すらしていないことが判明し、本件訴訟における本人尋問においては、Xが協力施設に対する追加調査を行わなかったことを認める旨の供述をしている。）。」「本件論文における「調査期間」の記載は、研究対象者からのデータ収集を行った期間を意味するものと解されるどころ、

仮にXが上記期間に何らかの作業を行っていたとしても、Aが現にデータ収集を行っていた期間を「調査期間」から除外する合理的理由は存在せず、逆に、上記期間にはデータ収集による調査活動は行われていないのであるから、Xが、調査期間を上記のとおり変更したことについて正当な理由は存在しない。

3 「本件解析図は、……題名から明らかなとおり、回帰分析の結果に基づいて、自己管理行動尺度の各因子と生きがい感との因果関係を示すために作成されたものと認められ、本件修士論文においては、Aによる回帰分析の結果が、本文に即して適切に示されているといえる。」「これに対し、本件論文では、回帰分析の結果に関する部分が本文において省略されているにもかかわらず、本件解析図には、自己管理行動尺度の第2因子及び第3因子も生きがい感と(双方向の)因果関係がある旨の矢印が記載され、あたかも回帰分析によってそのような結果が得られたかのような体裁となっている。ところが、Xは、Aから調査結果の原データやそれをまとめたエクセルファイルを受領しておらず、改めてXにおいて上記第2因子及び第3因子と生きがい感との因果関係の有無を確認するため回帰分析を試みるなどした形跡もない。」「そうすると、Xは、本件解析図の一部を変更することによって、もともとAの研究活動によって得られたデータの分析結果を、これとは異なる(すなわち真正ではない)分析結果に加工し、本件論文の一部として投稿したといえることから、Xの上記行為は……「改ざん」に当たるものというべきである。」「仮に、Xによる本件解析図の変更が、関連関係を示したものにすぎず、それ自体が「改ざん」には当たらないとすると、本件論文において、生きがい感と自己管理行動との間の因果関係は何ら検証されていないにもかかわらず、本件論文の結論部分には、高い生きがい感が自己管理行動の意識付けに有効な因子である(すなわち、生きがい感と自己管理行動との間に因果関係がある)旨記載されていることから、本件論文は、本件解析図も含む説明部分と結論部分とが整合せず、科学論文として重大な不備を有するものといわざるを得ない。」

4 「本件非違行為は、教授であるXが、教え子であるAが作成した本件修士論文を盗用し、数点の改ざんを加えた上で自己の成果として公表したというものであり、」「①本件論文の約 95%は本件修士論文の流用であり、Xは、誤記も含めて本件修士論文をほぼそのまま抜粋したこと、」②「Xによる本件解析図の変更によって、本件論文は科学的に重大な不備を有するものとなったこと、これらの点に照らすと、盗用の態様として極めて悪質であるといえる。」「Xは、本件論文を投稿したのは、本件修士論文の成果を公表するという公益的目的によるものである旨主張する。」「しかしながら、公益的目的のために本件修士論文の内容を公表するのであれば、AとXとの共著としたり、本件修士論文を紹介し又は引用であることを明示したりするなど、それがXの成果であるとの誤解を招かない方法によるべきであって、Xの単著として投稿することは上記目的があったことをもって何ら正当化されるものではない。」

5 「Xは、Aとの共著とするためにAに連絡をとろうと努めた旨主張し」「ているが、①Aは、本調査委員会の事情聴取に対し、Y大学を卒業する前に、Xに対し、連絡先としてパソコンのメールアドレス及び携帯電話番号を伝えていたが、少なくとも平成 25 年 3 月頃まで、Xからパソコンへのメールや携帯電話への連絡はなかった旨供述していること、②Xが「平成 24 年 1 月頃から本件修士論文の公表を検討していたというのであれば、在学中であったAに連絡をとることは容易であったと認められるところ、Xがその頃にAに対して本件修士論文の公表について連絡をとろうとした形跡がないこと、③Aの卒業後も、その同級生らは在学していたことから、これらの者の協力を得てAに連絡をとることがさほど困難であったとは認められないこと、これらの点に照らすと、Xの上記主張及び供述は、不自然かつ不合理であり、」「Xには自己保身の態度が顕著に認められる。」「Xは、表面的には、Aや関係者に迷惑をかけた旨供述しているものの、いかなる意味でY大学の名誉を傷つけたかなどのXの行為の具体的問題点については、これを顧みず供述をしていない……ことからすると、真摯な反省の態度を示していたと認めることはできない。」

## IV 論文盗用抑止のための課題

本件は、指導教員が学生の論文をほぼそのまま盗用したのみならず、論文のデータと解析図を一部改変したために論文の学術的価値を損なう結果となったという、どのように考えても酌量の余地のない事案と言わざるを得ない。裁判所は、Xの弁解を徹底的に検証したうえで全て排斥しているが、その判示が支持されるべきことは言うまでもなく、控訴審・上告審でもこの判断は維持されている（大阪高判平成 30 年 11 月 27 日平成 30 年(ネ)1414 号、最決令和元年 6 月 25 日平成 31 年(オ)495 号・平成 31 年(受)599 号）。

もっとも、本件論文が学会誌に掲載されたことから明らかなおと、盗用された論文であっても、事前の論文審査でこれを排除することは、極めて困難であると考えられ、特に、本件論文が盗用した本件修士論文のように、必ずしも公開されているとは限らない論文が盗用された場合には、事後の通報や原著者からの異議申立を待つしか対処の方法はないであろう。なお、近時注目されている論文剽窃チェックツールは、基本的には単語が同一であるかを丹念に拾い上げることによってチェック対象論文と他の論文との「一致率」を判定するものに過ぎず、本件論文のように、調査期間を書き換えたり解析図を改変したりした場合には、むしろチェックの対象から外れてくることとなるから、完全な対応は期待できない。また、法律学のように、法律の条文や判決文等、著作権の対象とならないものが研究対象として少なからずあるような分野では、分析の一部を盗用したような場合、論文全体として検索した場合の「一致率」はかなり小さくなるため、盗用の発見はさらに難しくなってしまう。

結局のところ、論文の盗用は、「技術的な不備」や「過失」により生ずることはむしろ少なく、盗用した者の人格的悪意が基盤となっているものと考えざるを得ないわけであるが、問題は、かかる状況を研究に携わる者がどの程度認識しているかにかかってくる。誤解を恐れずに言うならば、論文の盗用は、極めて巧妙に行われれば、そもそも発見されること自体がなく、仮に発見されたとしても盗用と断定することが困難となる可能性も高くなるわけであり、その結果、盗用として指弾されるものは「悪質」というよりも「要領が悪い」ものということになりかねない状況があり、「厳罰化」も完全な効果を期待できるわけではないことを、真摯に考えるべきであろう。

さらに、論文の盗用が生ずる背景として、現在、研究に従事する者が置かれている環境についても、配慮する必要があるのかもしれない。本来研究は、各自の自由な発想に基づき、生活上の必要と言うよりも生活の余裕の範疇で行われる筈のものであるにもかかわらず、具体的かつ社会全体から注目を浴びる研究成果を、直ちにかつ大量に生産しなければならないという無言の圧迫が、冷静な判断を狂わせ、安易な手法の 1 つとして他人の研究成果を盗用するという方向に、研究者を追い込んでいる感もないではない。さらに、各分野での研究がそれぞれ進んでいき、他人の研究の意義や価値を適切に評価したりすることが徐々に難しくなっていることも、かかる傾向に拍車をかけている可能性があるかもしれない。

以上のことからすると、論文の盗用が研究における「犯罪」であり、厳しく処断されるべきことは当然であるとしても、かかる抑止を適切に行うためには、事前による抑止に手間をかけることや、発覚後の制裁を厳重にすることよりも、むしろ、盗用が事実上無効となるような研究評価の構造を創出することを検討する方が、合理的であるように思われる。